

旅館業営業者の皆様へ

公衆の見やすい場所に 標識を設置してください

標識に必要な記載内容

- ①旅館業施設の名称
- ②許可番号
- ③常時連絡の取れる連絡先※

※営業者等が施設に常駐する場合は不要です。

決まった様式はありません。

上記の内容を記載した標識を各施設で作成してください。

旅館業法施行条例改正に伴い、平成30年6月15日から標識の設置が義務付けられています。

改正前の許可施設も許可を受けた旅館業施設であることが近隣住民の方にわかるよう、速やかに標識を設置してください。

標識を設置していないと・・・



違法民泊と疑われることがあります。

公衆の見やすい場所とは 施設や敷地の外部から容易に 確認できる場所を指します。



問合せ先
神奈川県鎌倉保健福祉事務所 生活衛生部環境衛生課
電話 0467-24-3900 (代)
FAX 0467-24-4379